

納 税 準 備 預 金

商 品 名	納 税 準 備 預 金
販売対象	・ 個人、法人
期 間	・ 定めません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・ 原則として預金者等の租税（国税または地方税）の納付にあてる場合に限り 払い戻しできます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利（店頭表示の利率）を適用いたします。 ・ 年2回（3月、9月）の当庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1円以上について、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
税 金	・ 無税 但し租税納付以外の払い戻しが発生した場合は、個人は分離課税（国税15%、地方税5%）の対象となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 法人は総合口座の対象となります。 （但し、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組員である場合には、利息計算期間中におけるその払戻額の合計額が同法に定める一定額（10万円）以下のときは無税となります。）
手数料	・ なし
付加できる特約事項	・ なし

中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・中途解約はいつでも自由にできます。手数料などは無料です。
金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総務部（9時～17時、電話：0763-22-2200）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>富山県弁護士会紛争解決センター（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）、福井弁護士会紛争解決センター（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）をご利用いただくことにより、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所（9～17時、電話 03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、上記仲裁センター等は、東京都以外の各地（一部地域を除く）のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、上記仲裁センター等とテレビ会議システムを用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、前記弁護士会等または総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取及び公共料金、クレジット等の自動支払いにはご利用いただけません。 ・総合口座の取扱いはできません。 ・租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象商品です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 <p>（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p>